

平成20年度経済産業省IT化投資効率向上のための共通基盤開発プロジェクト
**建材・住宅設備機器のトレーサビリティ確保のための
IT活用モデルに関する調査**

- 報告書概要 -

建材・住宅設備機器のトレーサビリティ検討委員会

1 背景・実施内容

我が国の建材・住宅設備産業は、平成19年6月19日に改定された「経済成長戦略大綱」において、先行的に企業・業種・業界を超えた情報共有の仕組みづくりに取り組む分野として謳われている。しかしながら、住宅一軒の建設に必要な部品は約6万点、関連企業は3,000社に上ると言われ、その関連企業も建材・住宅設備のメーカーから施工を行う工務店に至るまで多岐にわたり、その流通は多段階で複雑である。

近年、一般家庭で用いられる住宅設備の重大な事故が相次いだことを受け、それらの事故を未然に防ぐことを目的として、消費生活用製品安全法(以下、「消安法」という。)が改正された。具体的には、長期間の使用に伴う経年劣化により、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い品目について、製品に添付したハガキを所有者がメーカーに返送することでトレーサビリティを確保する長期使用製品安全点検の体制整備が制度化された。

本事業では、生活者の安心・安全を確保するため、建材・住宅設備機器のトレーサビリティについて現在の製品所在把握の実態を調査するとともに、把握率向上のための課題・問題点を整理し、複数の視点からIT技術の活用による有効なモデルを検討する。

調査は、メーカー、流通業者、施工業者およびメンテナンス事業者等のルートに関与する業者を対象に、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機、キッチン、洗面化粧台、洗浄便座、浴室ユニット、床暖房、窓サッシについて製品所在把握の実態を調べた。また、改正消安法で「特定保守製品」等の住宅設備の使用者には、「愛用者カード」等によるメーカーへのコンタクト、メーカーの発信する製品安全情報、および長期使用時の安全点検要請等に対する意識調査を行った。

2 提案事項

アンケート結果から、今後の取り組みに対して、流通を介したトレーサビリティ確保の提案として次にあげる5つの提案をした。

提案1：発注時における使用者情報を記載する欄を設ける。

提案2：契約ID・住宅ID等とシリアル番号との連携を含みに入れた標準的な考え方を整理して位置づける。

提案3：出荷指示書・納品書等の伝票類の標準化や、OEM製品でのメーカー間のシリアル番号の付け方・持ち方等の検討が重要である。

提案4：契約ID・住宅ID等とシリアル番号のリンクを構築するには、QRコード・ICタグ等のIT利

活用が有効と考えられる。

提案5：竣工時の完了報告書のフォーマットに、予め使用者氏名・住所の他にシリアル番号等の製品情報を記載する欄を設けておく。

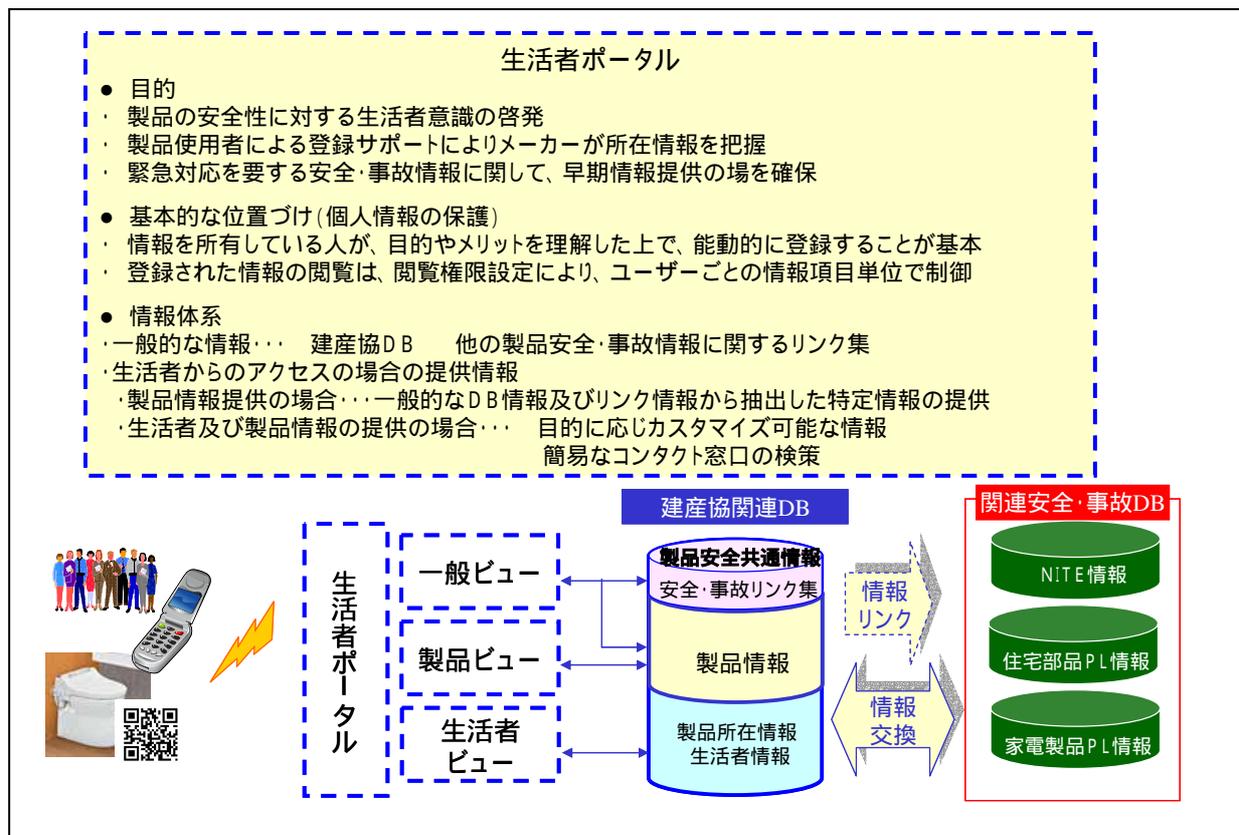
また、使用者への直接コンタクトを強化する提案モデルとして、IT技術の利活用による「生活者ポータルサイトの提供」を一つのモデルとして取り上げた。

提案1：第三者機関による製品に関する情報窓口の設置

(1) 生活者ポータルの活用のイメージは、製品リコールに関するニュースや、使用中の製品の突如の故障など、「不安」や「困った」を感じた時に、いつでもどこでも簡単に住まいに関する情報や状態を確認、活用できる仕組みを提供する。

(2) 生活者ポータルの提供する情報は、第三者的なサイトの設置、その中に集約すべきDBと関連DB、さらにはメーカー各社の持つ社内DBを連携させ、それを製品の使用者に提供していく統一感のある中継ポイントとしての機能が必要になってくる。

提案2：使用者の了解のもと記入された所有者票を、販売事業者が代行して返送するようメーカーから販売ルートに協力を求める。



生活者ポータルが提供する情報

実現に向けた課題として国や産業界全体で取り組んでいくべきもの、建材・住設業界全体で取り組んでいくべきもの、個々の企業で取り組んでいくべきものに分類し、実現可能性を考慮して実施時期別に方策を整理した。

〔 短・中期の取り組み 〕

(1) 改正消安法に関する各主体向けパンフレット作成等の検討

改正消安法への理解を浸透させるために、工務店、取付設置事業者等各主体向けにパンフレットを作成する等の取り組みが必要である。

(2) トレーサビリティの観点からみた各種業界ガイドラインの検討

建材・住宅設備の種類・特性や各主体の実状を踏まえつつ、業界内における緩やかな作法・考え方の指針として活用できるものであり、現行の仕組み・ツールを発展または工夫することにより、実現可能な範囲でのモデル提案の検討が考えられる。まずは対象を消安法対象製品に限定するなどの検討も必要である。

シリアル番号等の個品情報の添付・表示方法に関するガイドラインの検討

添付方法(製品の特性に応じたシリアル番号のレベル・ルール)や表示方法(物流時等に関係主体が判読できる表示のルール)の検討が必要である。

受発注時における情報項目整備・運用に関するガイドラインの検討

最低限必要な情報項目の検討及び使用者情報、シリアル番号が確定した時点で受注番号に紐付けていく仕組みを、受発注ツール(伝票等)ごとにモデル検討することが必要である。

(3) 新たな使用者登録のあり方の検討(関連法令等との整合等)

個人情報保護法・住宅履歴制度等との整合を図りつつ、使用者登録向上のための仕組み、現行の仕組み・ツールの発展・工夫により実現可能性の高いものについては、随時ガイドライン等作成の検討が考えられる。まずは、対象を消安法対象製品に限定するなどの検討も必要である。

個人情報保護を視野に入れた情報流通・運用に関するスタディ

“個人情報”を排除した情報パッケージ・流通の可能性の検討、使用者による登録を促進・サポートする仕組みに関する検討が必要(使用者の了解のもと記入された所有者票を、販売事業者が代行して返送するようメーカーから販売ルートに協力を求めるなど)。

住宅履歴情報制度との関係整理

制度設計の状況を捉えながら、リンケージの可能性等の検討をする。

新たな使用者登録の仕組みの検討

現行の仕組み(ハガキ)を補完する携帯電話・インターネット等の活用の可能性の検討及び所有者票の封入方法・記入の手引き等の検討をする。

実現に時間のかかるもの、短中期的な取り組みの発展形として期待される将来像としての検討・

取り組みが求められることとして次のように整理した。

【 中・長期の取り組み 】

(1) 製品安全に関する関係主体の意識向上

業種・企業規模を問わず、製品安全に関する関係主体の意識向上のための取り組みとして、関係業界(工業会、協議会)での統一ガイドラインを作成する。

(2) トレーサビリティに関する情報流通の業界ルールの確立(標準化)

消安法対象製品や対象になっていない製品も対象として、業種・企業規模を問わず、業界ルールとして、シリアル番号の添付・表示方法や流通段階でのシリアル番号、使用者情報の登録の仕方、ツール・フォーマット(伝票等)、リフォーム・転売時等の情報更新の仕組みの検討を図る。

(3) トレーサビリティを補完する物流・製品側のシステム強化

機器への情報登録や機器からの情報発信等、EDIの普及とICタグの利活用を図る。

(4) 製品安全に関する情報プラットフォーム等の構築

使用者向け情報の集約、ポータルサイトの設置の検討をする(製品に関する情報窓口づくり)。

(5) 第三者的な機関による製品安全情報の管理・流通

第三者機関の設立実現可能性を検討することも考えられる。